

「確定申告」が始まります

問い合わせ 市役所名寄庁舎（016542111）

- ・ 税務課市民税係（内線3201）
- ・ 税務課資産税係（内線3204）
- ・ 高齡福祉課介護保険係（内線3235）

所得税・消費税等の確定申告

「確定申告書」は、ご自分で作成し、お早めに名寄税務署窓口へ持参するか、郵送にて提出願います。

また、便利な e Tax をご利用ください。
確定申告指導・申告書の受付期間

所得税
2月18日(月)～3月17日(月)

贈与税
2月1日(金)～3月17日(月)

消費税等
2月18日(月)～3月31日(月)

・ 申告会場
名寄税務署 2階会議室

・ 時間
9時～12時、13時～16時
土・日曜、祝日を除く。
016542157

「所得税・消費税の確定申告書」は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「確定申告書作成コーナー」で簡単に作成することができます。また、インターネットを利用した「e Tax」では確定申告のほか、各種申請や届出などを自宅から提出することができます。（3月17日までは24時間利用可能）e Tax ホームページアドレス【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】

住民税の申告が始まります

住民税の申告相談を開催いたします。申告が必要と思われる方には「案内ハガキ」で相談日をご案内しますので、「案内ハガキ」と関係書類をご持参ください。「案内ハガキ」が送付されなかった方でも申告の必要がある場合はご来庁ください。

申告受付資料などの都合により、住所が名寄市風連町の方は風連庁舎で、それ以外の方は名寄庁舎での申告をお願いいたします。（申告の受け付けは、土・日を除きます）

【名寄庁舎】
・ とき
2月18日(月)～3月17日(月)

・ ところ
名寄庁舎 2階税務課市民税係
【風連庁舎】
・ とき
2月21日(木)～3月5日(水)

・ ところ
風連庁舎 1階税務担当
申告に必要なもの
案内ハガキ、印鑑

給与・年金などの源泉徴収票（原本）、報酬・料金等の支払調書

営業所得等がある場合は収支計算書および仕入れ、売上、必要経費等の明細書

生命保険、地震保険、平成18年以前契約の長期損害保険等の払込証明書

医療費、社会保険料、国民健康保険税等領収書等

国民年金保険料等の控除証明書

身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書（1）、療育手帳または精神保健福祉手帳等

所得税の還付申告の場合は振込先口座のわかるもの

問い合わせ 税務課市民税係

車庫や物置も固定資産税の課税対象となります

車庫や物置も住宅と同様、家屋として固定資産税が課税されます。平成19年1月2日以降に車庫や物置を新築された方、建て替えられた方や滅失された方は税務課資産税係にご連絡ください。

また、新築の車庫などがある場合、調査員がお伺いすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

・ 問い合わせ 税務課資産税係

1 障害者控除対象者認定制度

次の事項に該当する場合で、市が「障害者控除対象者」として「認定書」を発行した方についても、所得税・住民税の障害者控除として一定金額を所得から差し引くことができますので、対象となる方は申請してください。

なる方は申請してください。

・ 対象者 65歳以上の方で要介護認定を受け、障害者の基準に準ずる方 65歳以上の方で、6カ月以上寝たきりで食事、排せつなどの日常生活に支障がある方 前記の または の方を扶養している方

おむつ代の医療費控除

次の対象者については、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、市が発行する「確認書」でも認められますので、申請してください。

・ 対象者 要介護認定を受けていて、次の3つの条件すべてに該当する場合でおむつ使用の必要性が確認される方

の方 おむつを使用した当該年に作成した主治医意見書がある方 主治医意見書の内容で、「寝たきりの状態であること」および「尿失禁の可能性があること」の2点が確認できる方

・ 申請に必要なもの 前年のおむつ使用証明書の写し、または、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であることが確認される書類の写し

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降

・ 問い合わせ 高齡福祉課介護保険係

税源移譲に伴い、住民税で住宅ローン控除が適用される場合があります。（申告が必要です）

平成11年から平成18年までに入居した方で、税源移譲により所得税額が少なくなり住宅ローン控除が所得税から引ききれなくなった方について、引ききれない分を翌年度の住民税から控除する経過措置が新設されました。

対象となる方は、平成20年1月1日現在でお住

まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税住宅借入金特別税額控除申告書」を提出してください。

・ 提出期限 3月17日(月)
控除を受けるには毎年申告が必要となります。

・ 問い合わせ 税務課市民税係